

育休中等業務代替支援コースを活用してみませんか？

育休中等業務代替支援コースは、

- 育休取得者や短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当支給
 - 育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入をした場合の助成金です。
- 労働者が職場に気兼ねなく育休取得できるような業務体制整備に取り組む事業主を支援しています。

例えば



育休取得者の業務を代替する労働者に手当支給



- 業務体制整備経費：6万円（外部の専門事業者に委託した場合は20万円）
- 業務代替者に支給した手当の総額の3/4（上限計10万円/月、12ヶ月まで）



業務代替要員を新規雇用により確保



- 業務代替した期間に応じて、9万円～67.5万円

※各コースの詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、[厚生労働省のHP](#)をご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局（申請先）へお問い合わせください。

三重労働局 雇用環境・均等室（TEL 059-261-2978）